（令第三十二条第三項の規定による確認）

第百二十六条　令第三十二条第三項の規定による確認は、電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法で業務提供誘引販売契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され、かつ、当該業務提供誘引販売契約の相手方が閲覧することができる状態に置かれたことを確認することにより行うものとする。

（法第五十五条第三項の主務省令で定める方法）

第百二十七条　法第五十五条第四項の主務省令で定める方法は、第百二十二条第一項第二号に掲げる方法とする。

（業務提供誘引販売取引における禁止行為）

第百二十八条　法第五十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

［一～八　略］

九　法第五十五条第四項の規定により同条第一項又は第二項の規定により交付する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するに際し、次に掲げる行為を行うこと。

イ　電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方に対し、電磁的方法による提供に係る手続を進める行為

ロ　業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為（法第五十二条第一項に規定する行為を除く。）

ハ　威迫して困惑させる行為（法第五十二条第三項に規定する行為を除く。）

ニ　財産上の利益を供与する行為

ホ　法第五十五条第一項又は第二項の規定による書面の交付につき、費用の徴収その他財産上の不利益を与える行為（ニに掲げる行為を除く。）

ヘ　第百二十四条第三項の確認に際し、偽りその他不正の手段により業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方に不当な影響を与える行為

ト　第百二十四条第三項の確認をせず、又は確認ができない業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方に対し電磁的方法による提供をする行為

チ　偽りその他不正の手段により業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の承諾を代行し、又は電磁的方法により提供される事項の受領を代行する行為

リ　イからチまでに掲げるもののほか、業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の意に反して承諾させ、又は電磁的方法により提供される事項を受領させる行為

［条を加える。］

（業務提供誘引販売取引における禁止行為）

［条を加える。］

第四十六条　法第五十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

［一～八　同上］

［号を加える。］